

(仮称) 草津市立プール整備・運営事業 基本協定書(案)に関する質問への回答

- ・ (仮称)草津市立プール整備・運営事業基本協定書(案)に関して、令和2年10月8日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載しておりますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しております。

令和2年10月16日
草津市

■基本協定書(案)一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問内容	回答
1	6	第10条	1項			違約金	本条項においては事業者の責めに帰す事由において契約の締結ができなかった場合「本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額」を違約金とするとありますが、上位文書の入札説明書(P21)においては「100分の5に相当する金額」となっております。上位文書との整合性を図るべきと考えますがいかがでしょうか。	入札説明書に記載の違約金は、基本協定を締結しなかった場合に生じるものです。 入札説明書を修正し、本事業ポータルサイトにて公表します。
2	6	第10条	2項			違約金	本条項においては事業者の責めに帰す事由において契約の締結ができなかった場合「本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額」を違約金とするとありますが、上位文書の入札説明書(P21)においては「100分の5に相当する金額」となっております。上位文書との整合性を図るべきと考えますがいかがでしょうか。	No.1の回答を参照してください。 なお、本項は、事業契約締結後に適用される規定です。
3	7	第14条	1項			本協定の有効期間	「事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする」とあります。これは「事業契約の締結に至らない」は客観的要件、「事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して」は主観的要件と解します。ついては、当但書は、まず「甲が判断して代表企業に通知」することを前提とし、その後、実際に事業契約の締結に至らなかった場合に適用される規定であり、その規定の効果として、「甲が代表企業に通知した日」に遡って事業契約が終了になるとの理解でよいか、ご教示下さい。	基本協定の有効期間は、基本協定の締結の日から事業期間の末日までとしますが、御指摘の場合においては、市が判断して代表企業に通知した日までとします。